

## 多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針

### 1 取組の推進に関する基本的考え方

#### (1) 本県におけるこれまでの取組

本県では、平成 19 年度の農地・水・環境保全向上対策導入時から、経営所得安定対策等を総合的に推進するとともに、一定の方向性を持った施策となるよう、農家等への普及啓発、行政、団体との連携を行い、農地・水保全管理支払、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策という一連の施策を連携し円滑な推進を図ってきた。

県下の活動は、平成 25 年度に 1,732 組織が、46,437ha で展開し、地域ぐるみの農地・農業用施設のきめ細やかな維持保全活動、生態系保全や景観形成などの農村環境向上活動、農業用施設の長寿命化を図る向上活動が全県的に取り組まれた。これらの活動が地域の参画と協働を促した結果、農村コミュニティの向上や非農業者の参画による担い手への負担軽減など農村地域の活性化に貢献してきた。

また、本県では、活動組織について集落営農を目指す組織へ誘導しており、平成 25 年度までに全活動組織のうち 260 組織が本活動をきっかけとして集落営農組織を設立した。

#### (2) 「ひょうご農林水産ビジョン 2020」における位置づけ

兵庫県では、平成 24 年 3 月に策定した「ひょうご農林水産ビジョン 2020」（以下ビジョンという。）において「食と暮らしを創造するひょうごの「農」を目指すべき姿とし、「農」が先導する食の安全安心と地域環境の保全」、「産業としての力強い農林水産業の再生」、「農」を礎とする魅力ある農山漁村づくり」、「農」に親しむ楽農生活の推進」の基本方向のもと、広く県民の参画と協働を得ながら、攻めの姿勢で諸施策に取り組んでいる。

農地・水保全管理支払は、ビジョン実現のための施策項目「農業生産を支える農地・水の保全」と「田園空間の保全・活用」の具体的な推進方策として位置づけられている。

その取組を引き継ぐ多面的機能支払についても共同活動による地域資源の適切な維持・保全による農業・農村の多面的機能の発揮を図るとともに、担い手が継続して営農できる環境づくりを推進する役割を担っている。併せて、集落営農を目指す組織へ誘導することを通じ、地域農業の維持・発展を下支えするものである。

#### (3) 取組の推進方向

ビジョンにおける位置づけを踏まえ、引き続き活力ある地域農業の維持・発展に資するため、農業を強化する産業施策と車の両輪となる地域施策である多面的機能支払を活用し、地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の維持・保全や多面的機能の増進、農地周りの水路等施設の長寿命化の活動を支援する。

また、これらの活動と併せて「人・農地プラン」作成や農地中間管理事業に取り組むよう集落に助言・指導することにより、集落営農など担い手への農地利用の集積・集約化を後押しする。

なお、更なる農業・農村の多面的機能の発揮を図るため、農振農用地区域外の多面的機能維持の観点から必要な農用地についても、農地維持支払の対象として取り組むこととする。

## 2 農地維持支払交付金に関する事項

### (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

#### ア 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領（以下実施要領という。）別記1－2の国が定める活動指針に準じるものとする。

#### イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

##### ① 地域資源の基礎的保全活動

実施要領別記1－2の第2の1の(1)から(3)と同じとする。

##### ② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

実施要領別記1－2の第2の1の(4)と同じとする。

#### ウ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

##### ① 地域資源の基礎的保全活動

区 分	活動要件の設定
活動指針の構成	研修
テーマ	地域内での話合い
取 組	地域資源保全管理構想の作成・見直しを行うための話合い
取組内容	・地域資源の適切な保全管理に向けて、地域の取組の質的・量的な充実・向上を図り、地域資源保全管理構想の作成・見直しを行うため、今後の集落の農業（営農）について、話合いを行うこと。
活動要件	毎年度、実施する

##### ② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

特になし。

#### エ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

兵庫県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

### (2) 交付単価

#### ア 基本的考え方

対象組織への農地維持支払交付金の交付額は、協定に位置付けられている対象農用地について、イに規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

#### イ 農地維持支払交付金の交付単価

地目	国の10アール当たりの交付単価	県の10アール当たりの交付単価	市町の10アール当たりの交付単価	国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
田	1,500円	750円	750円	3,000円
畑	1,000円	500円	500円	2,000円
草地	125円	62.5円	62.5円	250円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

次の各号の農用地の内、多面的機能支払交付金実施要綱別紙6第4の協定期間中の保全が図られる農用地を交付金の算定の対象とする。

- ① 生産緑地法（昭和49年6月1日法律第68号）に基づく生産緑地地区内の農用地
- ② 県若しくは市町の条例、契約、計画若しくは法律等（以下条例等という。）に基づき農業の多面的機能（平成13年11月1日付日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」が示すものをいう。以下同じ。）の全部若しくは一部の維持・発揮のための取組が行われる農用地又はため池等と一体的に保全を図る必要がある農用地（参考1）
- ③ 農業の多面的機能の全部又は一部の維持・発揮のための取組が農地維持活動を行う農振農用地区域内の農用地と一体的に行われる農用地

(4) その他必要な事項

特になし。

3 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定

ア 地域活動指針策定における基本的考え方

実施要領別記1-2の国が定める活動指針に準じるものとする。

イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

- ① 施設の軽微な補修  
実施要領別記1-2の第2の2の(1)から(2)及び(4)と同じとする。
- ② 農村環境保全活動  
実施要領別記1-2の第2の2の(3)と同じとする。
- ③ 多面的機能の増進を図る活動  
実施要領別記1-2の第2の2の(5)と同じとする。

ウ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

- ① 施設の軽微な補修  
特になし。
- ② 農村環境向上活動

区分	取組内容の追加
活動指針の構成	実践活動
テーマ	資源循環
取組	地域資源の活用・資源循環のための活動
取組内容	「太陽光発電施設の適正管理」 ・地域内にある農地やため池等の農業用施設を活用した太陽光発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、太陽光発電の導入に向けた実験活動を行うこと。
活動要件	・発電施設の維持管理を対象組織が実施している。 ・発電による収益が、全て本制度の対象となる活動経費に充てられている。

- ③ 多面的機能の増進を図る活動  
特になし。

エ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

兵庫県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

(2) 交付単価

ア 基本的考え方

対象組織への資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の交付額は、協定に位置付けられている対象農用地について、イに規定する交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

また、多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合、実施要領第2の9に定める場合を除き、ウに規定する交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

なお、兵庫県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の交付単価については、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動が定着してきたことを踏まえ、継続地区（農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払交付金又は多面的機能支払交付金制度に基づく協定により共同活動を5年間以上実施した農用地又は資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に取り組む対象農用地）は、基本単価の7.5割とする。

イ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の交付単価

適用	地目	国の10アール当たりの交付単価	県の10アール当たりの交付単価	市町の10アール当たりの交付単価	国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
基本単価	田	1,200円	600円	600円	2,400円
	畑	720円	360円	360円	1,440円
	草地	120円	60円	60円	240円
継続地区及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象農用地の交付単価	田	900円	450円	450円	1,800円
	畑	540円	270円	270円	1,080円
	草地	90円	45円	45円	180円

ウ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）の多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合の交付単価

適用	地目	国の10アール当たりの交付単価	県の10アール当たりの交付単価	市町の10アール当たりの交付単価	国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
基本単価	田	1,000円	500円	500円	2,000円
	畑	600円	300円	300円	1,200円
	草地	100円	50円	50円	200円
継続地区及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象農用地の交付単価	田	750円	375円	375円	1,500円
	畑	450円	225円	225円	900円
	草地	75円	37.5円	37.5円	150円

(3) その他必要な事項

特になし。

#### 4 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

##### (1) 地域活動指針に基づき定める対象施設・対象活動等

###### ア 基本的考え方

実施要領別記1-2に定める施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する国の指針に準じるものとする。

このうち、農道に係る活動については、整備後の農道を更新等活動の対象とする。整備後の農道は、土地改良設計基準「農道」を参考とし、全幅2.5m以上の農道とする。

ため池の補修・更新等については、兵庫県ため池の保全等に関する条例(平成27年4月1日施行、兵庫県条例第18号)に基づき、適正に実施するものとする。

農地に係る施設についても、地域の合意により協定に位置付けた場合、当該施設の補修、更新等を対象活動とする。

なお、農地に係る施設については、集落が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の範囲の中で対象とすることができるものとする。

###### イ 地域の状況に応じて追加する対象施設・対象活動

区分	対象施設		対象活動		
			分類	項目	
項目の追加	集落が管理する施設	水路	補修	バルブの補修	
			更新等	バルブの更新	
			補修	取水施設の補修	
			更新等	取水施設の更新	
			補修	除塵施設の補修	
		農道	補修	橋梁の床版、高欄、舗装箇所等の補修	
			更新等	橋梁の床版、高欄、舗装箇所等の設置、更新	
			ため池	補修	堆積土砂の浚渫
		農地に係る施設	排水施設	更新等	暗渠排水の設置、更新
				補修	一筆排水樹の補修
	更新等			一筆排水樹の設置、更新	
	取水施設		補修	一筆給水栓の補修	
			更新等	一筆給水栓の設置、更新	
	管理用施設		補修	鳥獣害防護柵の補修	
			更新等	鳥獣害防護柵の設置、更新	
			更新等	法面の管理用小段設置	
	農地		更新等	遊休農地の解消	
			更新等	畦畔の除去	
	生態系保全施設	更新等	生態系保全施設の設置、更新		

###### ウ 対象施設・対象活動に関する指針

兵庫県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。

## （2）交付単価

### ア 基本的考え方

対象組織への資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の交付額は、協定に位置付けられている対象農用地について、イに規定する交付単価をそれぞれ該当する資源向上支払対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

### イ 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の交付単価

地目	国の10アール当たりの交付単価	県の10アール当たりの交付単価	市町の10アール当たりの交付単価	国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
田	2,200円	1,100円	1,100円	4,400円
畑	1,000円	500円	500円	2,000円
草地	200円	100円	100円	400円

## （3）その他必要な事項

特になし。

## 5 広域協定の規模

兵庫県においては、販売農家のうち第2種兼業農家の割合は72%と全国平均の58%を上回っており、販売農家一戸あたりの経営耕地面積は0.86haで全国平均の半分以下と小規模な農業経営となっている。

また、平成25年度の県内の活動組織の1組織あたりの平均取組面積は、全国平均の78haを大きく下回る27haであり、その9割が1集落で占めている。

これらのことから、広域協定の対象とする区域が昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は100ha以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

## 6 地域の推進体制

### （1）基本的な考え方

県庁・県民局及び県民センター（土地改良事務所・センター、農林（水産）振興事務所、農業改良普及センター）・市町・関係団体が連携のもと、本交付金の推進と共に「集落営農を目指す組織」への誘導や人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の推進を誘導するなど他の農業振興施策との一体的推進を図る。（参考2）。

特に人・農地プランの策定については、持続可能な力強い農業の実現に向けて取り組むべき喫緊の課題であることから、市町ごとに設置される地域農業再生協議会との連携を図る。

### （2）兵庫県多面的機能発揮推進協議会

#### ア 推進協議会の役割

推進協議会は、主として対象組織を対象とした指導・助言や県及び市町が個別に行うよりも推進協議会が一括して行うことにより効率化が図られる事業制度の普及等、県及び市町の事業推進を支援する組織として位置づける。

#### イ 推進協議会の体制（参考3）

多面的機能発揮促進事業の効果的な推進を図るため、県・市町・兵庫県土地改良事業団体連合会・兵庫県農業協同組合中央会が参画し、多様な知見を活かすことのできる推進体制とする。

#### ウ 推進協議会における各団体の役割

推進協議会内における各団体の役割は以下のとおり。

##### ① 兵庫県の役割

多面的機能発揮促進事業の推進に向けて、推進協議会が行うべき事業について、県内の状況を踏まえた企画や意見等を総会や幹事会で提案する等、総合的な観点から推進協議会の運営に関与する。

##### ② 市町の役割

多面的機能発揮促進事業の推進に向けて、推進協議会が行うべき事業について、自らの市町の状況を踏まえた企画や意見等を総会や幹事会で提案する等、現場の視点から推進協議会の運営に関与する。

##### ③ 土地改良事業団体連合会の役割

土地改良事業団体連合会は、推進協議会の業務を執行する事務局を運営するとともに、推進協議会の事務を受託して実施する。

##### ④ 兵庫県農業協同組合中央会の役割

兵庫県農業協同組合中央会は、JAグループ兵庫を代表する機関として、農業経営や担い手育成等に関する知見を活かして、推進協議会の業務への協力を行う。

#### (3) 関係団体の事務分担（参考4）

##### ア 兵庫県

- ① 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（法基本方針）の策定
- ② 兵庫県の多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）の策定
- ③ 本交付金の実施状況の点検・対象組織の取組の評価を行う第三者委員会の設置・運営
- ④ 市町、推進協議会への交付金の交付
- ⑤ 推進、指導
- ⑥ その他必要となる事務

##### イ 市町（別紙4：市町一覧）

- ① 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する促進計画の策定
- ② 管内の対象組織との事業計画の認定又は広域活動組織の広域協定の審査・認定
- ③ 毎年度、対象組織の多面的機能支払交付金による活動の実施状況の確認
- ④ 対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、交付金の交付を行う。
- ⑤ 推進、指導
- ⑥ その他必要となる事務

##### ウ 推進協議会

- ① 県の事業推進に関する支援
- ② 市町の事業推進に関する支援
- ③ その他必要となる支援

(4) 市町等への推進交付金の交付の方法（参考5）

管内市町及び推進協議会への推進交付金については、国から県に交付を受けた額のうち、それぞれの推進事業の実施に必要な経費を兵庫県多面的機能支払推進事業交付金交付要綱に従い、県から市町及び推進協議会に交付するものとする。

(5) その他必要な事項

特になし

## 7 その他

(1) 実績確認における基本方針の適用

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下、「交付金旧26要綱」という。）に基づき平成26年度に交付された交付金の実績確認等については、兵庫県多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針（平成26年4月11日付け近整第9号農政局同意。以下、「旧基本方針」）に基づき実施する。

(2) 実績報告における地域協議会の対応

「交付金旧26要綱」に基づき平成26年度に交付された交付金の実績報告等については、平成26年度まで事業実施主体として国から交付金の交付を受けていた地域協議会が行うものとする。

### 【添付資料】

(参考1) 県が定める多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金）の対象農用地の具体例

(参考2) 関係団体の事務分担表

(参考3) 兵庫県における多面的機能支払推進体制

(参考4) 実施体制図

(参考5) 兵庫県における推進協議会執行体制

(別紙1) 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

(別紙2) 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上のための共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

(別紙3) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針

(別紙4) 市町一覧



## 県が定める多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金）の対象農用地の具体例

### 1 基本方針 2（3）②の具体例

- ・ 総合治水条例に基づく地域総合治水推進計画により雨水貯留に取り組む水田やため池の受益農地
- ・ 兵庫県ため池整備構想に基づくため池協議会活動を行うため池の受益農地
- ・ 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）に基づく環境形成地域の第 3 号区域（田園環境）内の農用地
- ・ 景観の形成等に関する条例（景観条例）に基づく景観形成地区の内、景観形成等の基本方針に農村景観や田園風景の形成が謳われている地区内の農用地
- ・ 都市計画法に基づき市町が作成する都市計画マスタープランにおいて、農地の保全が位置づけられた地域内の農用地

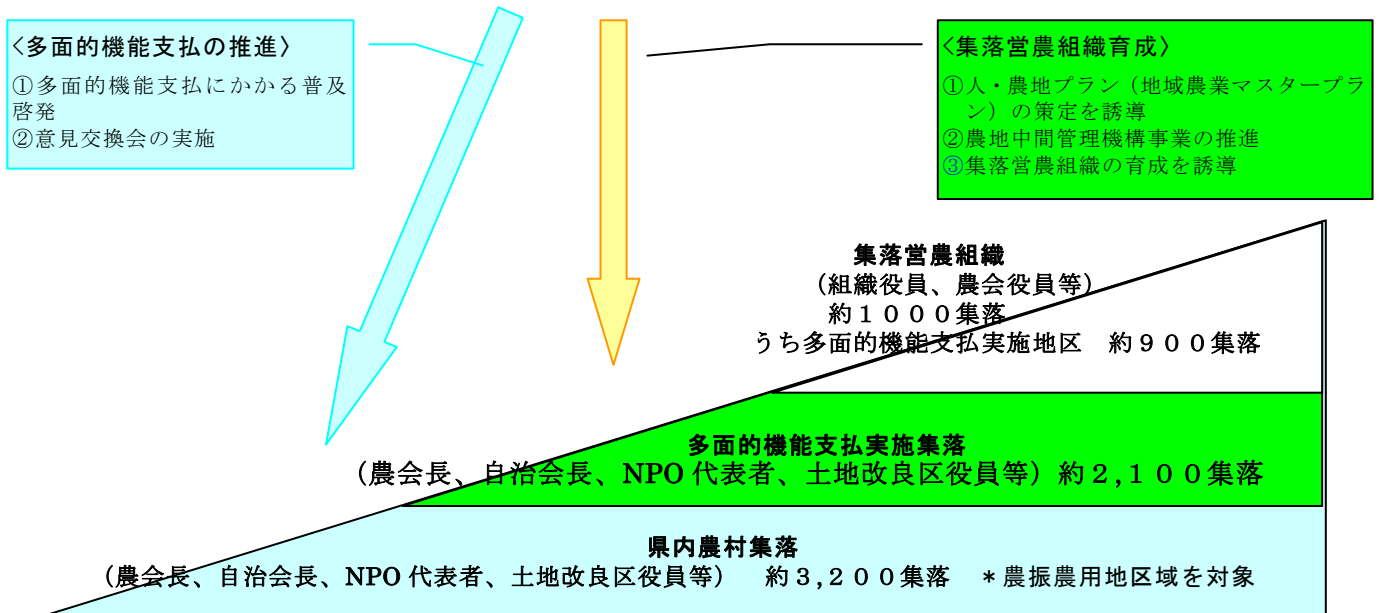
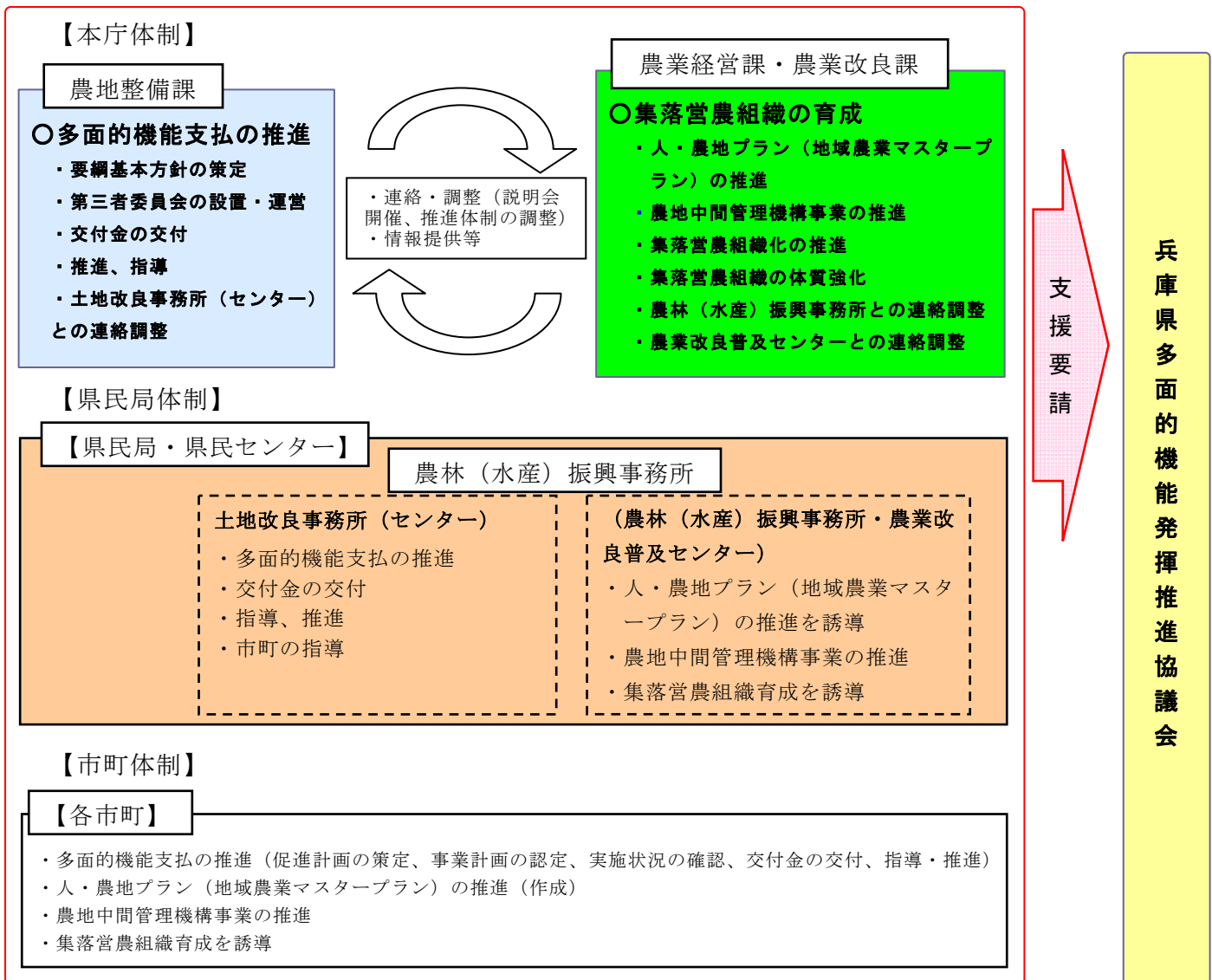
など

### 2 基本方針 2（3）③の具体例

- ・ 活動対象地として協定に定められていたが、農振農用地区域外であったため、これまで交付対象外となっていた農用地

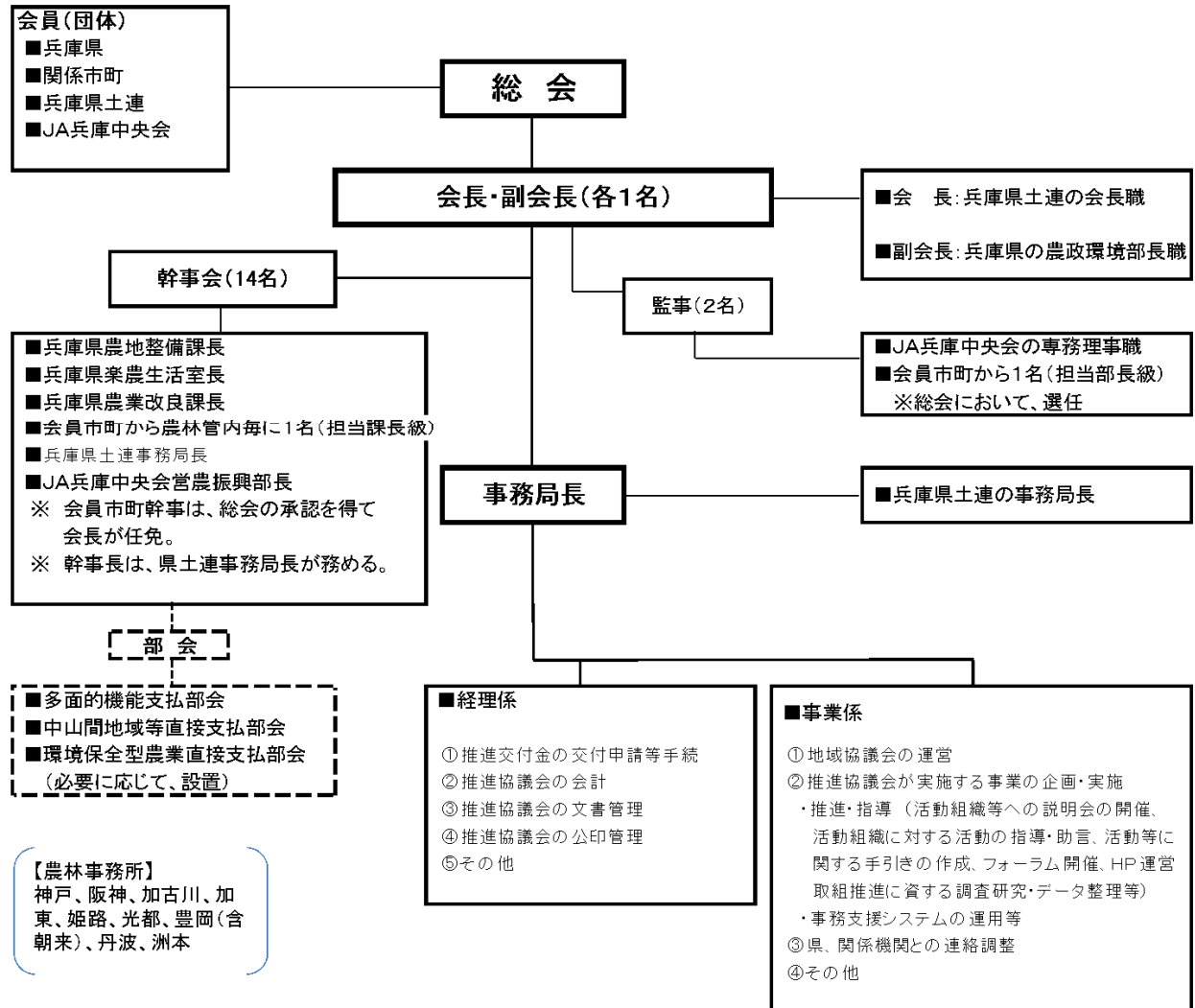
など

# 兵庫県における多面的機能支払推進体制



## 兵庫県における推進協議会執行体制

### 1 組織体制



### 2 事務局

係名	所属団体	役職	氏名	備考
事務局長	兵庫県土連	事務局長		
経理係	兵庫県土連	総務課長		
事業係	兵庫県土連	農地・水・環境対策室長		

関係団体の事務分担表

事業内容	実施主体			備考
	兵庫県	関係市町	推進協議会	
多面的機能支払交付金				
多面的機能支払推進交付金				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者委員会の設置、運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. (1)事業計画の指導、審査		○		
(2)事業計画の認定		○		
6. (1)広域協定の指導、審査		○		
(2)広域協定の認定		○		
7. (1)実施状況確認		○		
(2)実施状況報告		○		
8. 推進・指導				
(1)活動組織等への説明会（事業制度等）	○	○	○	
(2)活動に関する指導、助言 ①研修会（補修技術、書類作成、パソコン・ソ フトの使い方、組織運営、安全管理等） ②ひょうご水土里のふるさとフォーラム の開催 ③みどり豊かなふるさと大賞（優良地区表 彰）	○	○	○	
(3)推進に関する手引き等の作成 （啓発資料・質疑応答集・新聞・ホームページ 優良事例集・通達集の作成等）	○	○	○	
(4)活動組織を支援する組織への支援			○	
9. (1)交付申請書等の審査		○		
(2)通知、交付		○		
10. その他推進事業の実施に必要な事項				
(1)各種調査研究、データ整理等	○	○	○	
(2)その他必要な事項	○	○	○	

実施体制図

